

所得税法（配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し）の改正

目次	
一 配偶者控除の改正……………	89
二 配偶者特別控除の改正……………	91
三 障害者控除の改正……………	94
四 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴う源泉徴収等に関する改正……………	95

一 配偶者控除の改正

1 配偶者控除等の改正の経緯・考え方等

(1) 改正の経緯

これまで、女性を含め、配偶者が就業時間を調整することによって、納税者本人に配偶者控除が適用される103万円以内に給与収入を抑える傾向があると指摘されてきました（いわゆる「103万円の壁」）。これについては、配偶者特別控除の導入によって、配偶者の給与収入が103万円を超えても世帯の手取り収入が逆転しない仕組みとなっており、税制上、いわゆる「103万円の壁」は解消しています。それにもかかわらず収入を抑える傾向が生じる要因として、「103万円」という水準が企業の配偶者手当制度等の支給基準に援用されていることや、いわゆる「103万円の壁」が心理的な壁として作用していることが指摘されています。

生産年齢人口が減少を続け人手不足と感じている企業が多い中、給与収入を一定の範囲内に抑えるために就業時間を抑える傾向は、最低賃金が引き上げられていくにつれ、更に強まるのではないかということが懸念されています。こうした喫緊の課題に対応し、女性を含め、働きたい人が就業調整を意識せずに働くことができる環境づくりに寄与する観点から、今回、配偶

者控除等の見直しを行うこととしたものです。

なお、今般の見直しに当たっては、(2)で後述する「配偶者の収入制限の引上げ」のほかにも、配偶者控除を廃止する案や、夫婦世帯に対し配偶者の収入にかかわらず適用される控除、いわゆる「夫婦控除」を導入するとの案も議論されました。しかし、与党の「平成29年度税制改正大綱」（平成28年12月8日）において、配偶者控除は、扶養控除と同様、一定の収入以下の配偶者がいる納税者の担税力の減殺を調整する仕組みであり、諸外国においても配偶者の存在を考慮した仕組みが設けられていることを踏まえれば、配偶者控除を廃止して何らの配慮も行わないことには問題があると指摘されています。また、いわゆる「夫婦控除」についても、高所得者の夫婦世帯にまで配慮を行えば、非常に多額の財源を必要とすること、国民の理解が深まっているとはいえないことなどの問題があるとされたところです。

(2) 改正の考え方

上記(1)で述べたような就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、今般、配偶者特別控除について、所得控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を85万円（給与所得の

みの場合、給与収入150万円）に引き上げるとともに、従前の制度と同様、世帯の手取り収入が逆転しないような通減・消失型の仕組みを設けることとしました。配偶者特別控除は、税引き後の手取り額の逆転現象を防ぎ、就業調整が生じないようにする観点から設けられているものであり、今回の見直しの趣旨を踏まえれば、その収入制限の引上げにより対応することが適切と考えられます。

他方、配偶者控除については、対象となる配偶者の合計所得金額の上限（38万円）に変更はありません。配偶者控除は、合計所得金額が一定金額以下の配偶者を有する納税者について、その納税者本人の担税力の減殺を調整する趣旨から設けられているものであり、他の扶養親族との間で収入制限の水準に差を設けるべき事情はないことによるものです。

また、今般の見直しにおいては、高所得者にまで担税力の減殺を調整する必要性は乏しいと考えられることや所得再分配機能を回復する必要があることを踏まえ、配偶者控除や配偶者特別控除が適用される納税者本人に収入制限を設けることとしました。これにより、国・地方を通じた税収中立を確保しています。

具体的には、改正前の配偶者特別控除における収入制限を参考に、合計所得金額が1,000万円（給与所得のみの場合、給与収入1,220万円）を超える者に対しては、配偶者控除や配偶者特別控除を適用しないこととしました。その上で、所得に応じた税負担の差をなだらかにするため、合計所得金額が900万円（給与所得のみの場合、給与収入1,120万円）を超える者の所得控除額を通減させる仕組みとしています。

（参考1） この給与収入150万円という水準は、安倍内閣が目指している最低賃金の全国加重平均額である1,000円の時給で1日6時間、週5日勤務（大多数を占める中小企業において被用者保険が適用されない短時間労働者の勤務時間の上限が週30時間であり、週休2日制を勘案して週5日勤務、

1日当たりの労働時間を6時間と設定）した場合の年収（144万円：年末年始や夏休みなど各家庭で一般に想定されるライフイベントの分を控除して年間の勤務を48週として計算）を上回るものであり、パートで働く女性の8割以上をカバーしています。

（参考2） 経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定・抜粋）

最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円となることを目指す。

2 改正前の制度の概要

改正前の配偶者控除は、次のようになっていました。

- (1) 居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等から38万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、48万円）を控除することとされていました（旧所法83）。
- (2) この控除対象配偶者とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等に該当する者を除きます。）のうち、合計所得金額が38万円以下である者をいうこととされていました（旧所法2①三十三）。

（注） 上記の「青色事業専従者等」とは、青色事業専従者として専従者給与の支払を受ける者及び白色事業専従者に該当する者をいいます。

3 改正の内容

- (1) 上記1のとおり、今回の配偶者特別控除等の見直しに当たり税収中立の観点から必要な財源を確保する必要性があったことや、所得税が本来発揮すべき所得再分配機能を回復させる等の考え方から、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除を適用しないこととされました（所法83①）。

あわせて、この措置が導入されることに伴い、所得に応じた税負担の差をなだらかにする観点から、合計所得金額が900万円超950万円以下の居住者については配偶者控除の額を改正前の3分の2の水準である26万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、32万円）とし、合計所得金額が950万円超1,000万円以下の居住者については配偶者控除の額を改正前の3分の1の水準である13万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、16万円）とすることとされました（所法83①）。

- (2) このため、配偶者控除の対象となる控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者ということとされました（所法2①三十三の二）。

この同一生計配偶者は、改正前の控除対象配偶者と同義であり、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等に該当する者を除きます。）のうち、合計所得金額が38万円以下である者をいいます（所法2①三十三）。

(注) 改正後の配偶者控除及び配偶者特別控除の概要については、後述「二 配偶者特別控除の改正」の2の図表をご参照ください。

4 適用関係

上記3の改正は、平成30年分以後の所得税について適用され、平成29年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則6）。

二 配偶者特別控除の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 居住者が生計を一にする配偶者（他の居住者の扶養親族となっている者、青色事業専従者等に該当する者を除き、合計所得金額が76万円未満であるものに限り、）で控除対象配偶者に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等から配偶者特別控除として次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除することとされていました（旧所法83の2①）。

- ① 配偶者の合計所得金額が40万円未満である場合……38万円
- ② 配偶者の合計所得金額が40万円以上75万円未満である場合……38万円からその配偶者の合計所得金額のうち38万円を超える部分の金額（その超える部分の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でその超える部分の金額に満たないもののうち最も多い金額）を控除した金額

- ③ 配偶者の合計所得金額が75万円以上である場合……3万円

(注) 上記の「青色事業専従者等」とは、青色事業専従者として専従者給与の支払を受ける者及び白色事業専従者に該当する者をいいます。「控除対象配偶者」については、前述「一 配偶者控除の改正」の2(2)をご参照ください。

(参考) 居住者が控除する配偶者特別控除の控除額は、具体的にはその居住者の配偶者の合計所得金額に応じて次のようになっていました。

配偶者の合計所得金額(円)	控除額(円)
380,001 ~ 399,999	380,000
400,000 ~ 449,999	360,000
450,000 ~ 499,999	310,000
500,000 ~ 549,999	260,000
550,000 ~ 599,999	210,000
600,000 ~ 649,999	160,000
650,000 ~ 699,999	110,000
700,000 ~ 749,999	60,000
750,000 ~ 759,999	30,000

(2) なお、この配偶者特別控除は、居住者の合計所得金額が1,000万円を超える場合及び生計を一にする配偶者が居住者として一方の配偶者につき配偶者特別控除の適用を受けている場合には適用しないこととされています（旧所法83の2②）。

2 改正の内容

(1) 前述「一 配偶者控除の改正」の1のとおり、働きたい人が就業調整を意識せずに働くことができる環境づくりに寄与するとともに、人手不足の解消を通じて日本経済の成長にも資する観点から、38万円の配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限額が40万円未満から85万円以下に引き上げられました（所法83の2①）。

(2) また、配偶者控除と同様に、所得に応じた税負担の差をなだらかにする観点から、合計所得金額が900万円超950万円以下の居住者については配偶者特別控除の額を3分の2相当額とし、合計所得金額が950万円超1,000万円以下の居住者については配偶者特別控除の額を3分の1相当額とすることとされました（所法83の2①）。

(3) この結果、改正後の配偶者特別控除は、居住者が生計を一にする配偶者（青色事業専従者等に該当する者を除き、合計所得金額が123万円以下であるものに限ります。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等から次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除することとされました（所法83の2①）。

① その居住者の合計所得金額が900万円以下である場合……その居住者の配偶者の次に掲

げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 配偶者の合計所得金額が85万円以下である場合……38万円

ロ 配偶者の合計所得金額が85万円を超え120万円以下である場合……38万円からその配偶者の合計所得金額のうち83万1円を超える部分の金額（その超える部分の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でその超える部分の金額に満たないもののうち最も多い金額）を控除した金額

ハ 配偶者の合計所得金額が120万円を超える場合……3万円

② その居住者の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合……その居住者の配偶者の上記①イからハまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ上記①イからハまでに定める金額の3分の2に相当する金額（その金額に1万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額）

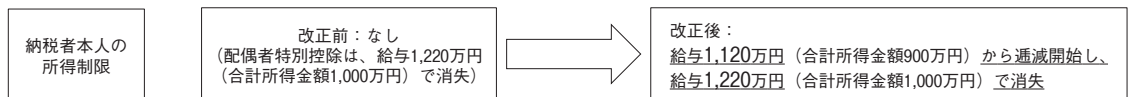
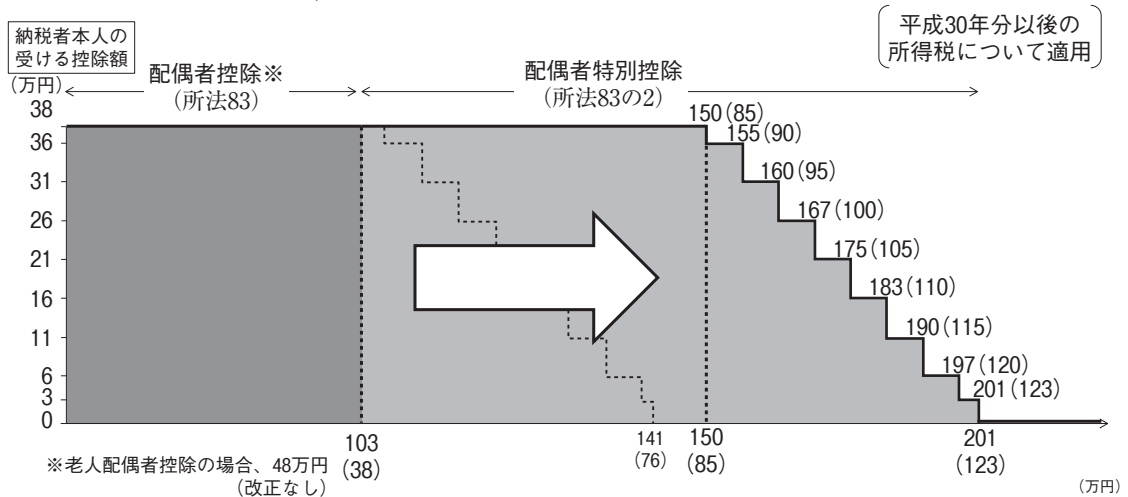
③ その居住者の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合……その居住者の配偶者の上記①イからハまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ上記①イからハまでに定める金額の3分の1に相当する金額（その金額に1万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額）

(4) 配偶者控除とあわせ、改正後の配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額は、その居住者の合計所得金額及び配偶者の合計所得金額に応じて、次の表のようになります。

配偶者の合計所得金額（円）			居住者（納税者）の合計所得金額（円）		
			0 ） 9,000,000	9,000,001 ） 9,500,000	9,500,001 ） 10,000,000
	(参考) 給与収入に換算した金額		1,120万円以下	1,120万円超 1,170万円以下	1,170万円超 1,220万円以下
配偶者控除	控除対象配偶者 0～ 380,000	103.0万円以下	380,000	260,000	130,000
	老人控除対象配偶者	103.0万円以下	480,000	320,000	160,000
配偶者特別控除	380,001～ 850,000	103.0万円超 150.0万円以下	380,000	260,000	130,000
	850,001～ 900,000	150.0万円超 155.0万円以下	360,000	240,000	120,000
	900,001～ 950,000	155.0万円超 160.0万円以下	310,000	210,000	110,000
	950,001～1,000,000	160.0万円超 166.8万円未満	260,000	180,000	90,000
	1,000,001～1,050,000	166.8万円以上175.2万円未満	210,000	140,000	70,000
	1,050,001～1,100,000	175.2万円以上183.2万円未満	160,000	110,000	60,000
	1,100,001～1,150,000	183.2万円以上190.4万円未満	110,000	80,000	40,000
	1,150,001～1,200,000	190.4万円以上197.2万円未満	60,000	40,000	20,000
1,200,001～1,230,000	197.2万円以上201.6万円未満	30,000	20,000	10,000	

(参考) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

○ 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合（合計所得金額900万円以下の場合）



3 適用関係

上記2の改正は、平成30年分以後の所得税につ

いて適用され、平成29年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則6）。

三 障害者控除の改正

1 改正前の制度の概要

- (1) 居住者が障害者である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等から27万円（その者が特別障害者である場合には、40万円）を控除することとされています（所法79①）。
- (2) 居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等から、その障害者1人につき27万円（その者が特別障害者である場合には、40万円）を控除することとされていました（旧所法79②）。
- (3) 居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、その居住者又はその居住者の配偶者若しくはその居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等から、その特別障害者1人につき75万円を控除することとされていました（旧所法79③）。

2 改正の内容

前述「一 配偶者控除の改正」の3(1)のとおり、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については配偶者控除の適用を受けることができなくなったことに伴い、控除対象配偶者とは合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者（青色事業専従者等に該当する者を除きます。）でその居住者と生計を一にする者をいうこととされたところ（所法2①三十三の二）。

（注） 上記の青色事業専従者等とは、青色事業専従者として専従者給与の支払を受けている者及び白色事業専従者に該当する者をいいます。

この配偶者控除の対象外となる居住者（合計所得金額が1,000万円を超える居住者）の配偶者が障害者又は特別障害者である場合には、改正後においても引き続きその居住者が上記1(2)又は(3)の障害者控除の適用を可能とするため、新たに「同一生計配偶者」という定義が設けられました。この同一生計配偶者は、改正前の控除対象配偶者と同義であり、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等に該当する者を除きます。）のうち、合計所得金額が38万円以下である者をいうこととされました（所法2①三十三）。この結果、①居住者の同一生計配偶者が障害者である場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等から、その障害者1人につき27万円（その者が特別障害者である場合には、40万円）を控除することとされ（所法79②）、②居住者の同一生計配偶者が特別障害者で、かつ、その居住者との同居を常況としている者である場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等から、その特別障害者1人につき75万円を控除することとされました（所法79③）。

3 適用関係

上記2の改正は、平成30年分以後の所得税について適用され、平成29年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則6）。

四 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴う源泉徴収等に関する改正

1 改正前の制度の概要

(1) 給与等に係る源泉徴収制度の概要

給与等の支払をする者は、その給与等の支払をする際に所得税を徴収して国に納付しなければならないこととされています（所法183①）。この源泉徴収すべき所得税の額は、その給与等の態様に応じ、次のように計算します（旧所法185、186、別表第2～別表第4）。

① 賞与以外の給与等の場合

イ 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対して支払う給与等……その給与等の金額並びにその申告書に記載された控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無及びその数に応ずる所得税別表第2（月額表）又は別表第3（日額表）の甲欄に掲げる税額

ロ 上記イ及び下記ハに掲げる給与等以外の給与等……その給与等の金額、従たる給与についての扶養控除等申告書の提出の有無並びにその申告書に記載された控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数に応ずる所得税別表第2又は別表第3の乙欄に掲げる税額

ハ 日雇賃金……その給与等の金額に応ずる所得税別表第3の丙欄に掲げる税額

② 賞与の場合

イ 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対して支払う賞与

(イ) その居住者に対し、前月中に支払った又は支払うべき通常の給与等（以下「通常の給与等」といいます。）がある場合……その通常の給与等の金額、その申告書に記載された控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無及びその数に応じ所得税別表第4の甲欄により求めた率を

その賞与の金額に乗じて計算した金額に相当する税額

(ロ) 上記(イ)以外の場合……その賞与の金額の6分の1に相当する金額、その申告書に記載された控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無及びその数に応ずる所得税別表第2の甲欄に掲げる税額の6倍の金額に相当する税額

ロ 上記イに掲げる賞与以外の賞与

(イ) その居住者に対し、前月中に通常の給与等の支払がある場合……その通常の給与等の金額に応じ所得税別表第4の乙欄により求めた率をその賞与の金額に乗じて計算した金額に相当する税額

(ロ) 上記(イ)以外の場合……その賞与の金額の6分の1に相当する金額に応ずる所得税別表第2の乙欄に掲げる税額の6倍の金額に相当する税額

(2) 主たる給与等に係る源泉徴収

① 給与所得者の扶養控除等申告書

国内において給与等の支払を受ける居住者は、その給与等の支払者（その支払者が二以上ある場合には、主たる給与等の支払者）から毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに控除対象配偶者に関する事項、控除対象扶養親族に関する事項、控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者がある場合にはその障害者に関する事項その他の事項を記載した給与所得者の扶養控除等申告書を、その給与等の支払者を經由してその給与等につき源泉徴収すべき所得税に係る納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（旧所法194①）。また、この給与所得者の扶養控除等申告書に記載された控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者が非居

住者である場合にはその旨を記載するとともに、その記載をした居住者はその記載がされた者がその居住者の親族に該当する旨を証する書類を各人別にその申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととされています（旧所法194①②④、旧所令316の2②、旧所規47の2⑤、73の2②）。

(注) 給与等の支払者がその給与等の支払を受ける者から受理した「給与所得者の扶養控除等申告書」は、税務署長が提出を求めるまでの間、その給与等の支払者が保存することとされ、この保存期間については7年間とされています（所規76の3）。下記(3)②の給与所得者の配偶者特別控除申告書、下記(4)①の従たる給与についての扶養控除等申告書及び下記(5)①の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についても同様です（所規76の3、77の4⑧）。

② 源泉徴収税額の計算

各月（日）の給与等又は賞与に係る源泉徴収については、上記①の給与所得者の扶養控除等申告書に記載された控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無及びその数並びに障害者の数等に応じて所得税法別表第2から別表第4まで又は事務機械を利用する場合の源泉徴収税額の特例により、源泉徴収税額を計算することとなります（旧所法185～189、別表第2～別表第4、昭63.12大蔵告185）。

(注) 平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税が課されることとされていますが、給与等について徴収すべき所得税の額及び復興特別所得税の額は、所得税法に定める「給与所得の源泉徴収税額表」（所法別表第2～別表第4）に定める所得税の額及びその所得税の額に2.1%を乗じた復興特別所得税の額の合計額によらず、所得税法の「給与所得の源泉徴収税額表」に定める所得税の額及び復興財確法に定める復興特別所得税の計算を勘案して財務大

臣が定める表（源泉徴収税額表）を適用して求めることができることとされています（復興財確法29①一）。この復興特別所得税込みの源泉徴収税額表は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第29条第1項第1号の規定に基づき、同号に規定する所得税法別表第2から別表第4までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を定める件」により定められています（平24.3財務告115）。また、事務機械を利用して復興特別所得税を併せて徴収して納付する場合における源泉徴収税額の特例も適用できるとされています（復興財確法29①二、平24.3財務告116）。

(3) 主たる給与等に係る税額の年末調整

① 概要

主たる給与等に対する源泉徴収は、上記(2)のとおり、各月（日）の給与等や賞与の支払の際に行われますが、その源泉徴収をした1年間の合計額はその給与所得者の1年間の給与総額について計算した年税額とは一致しないこととなるため、その年の最後の給与等の支払の際にその給与所得者の給与所得に対する年税額と給与等の支払の都度源泉徴収した税額の年間の合計額の精算（年末調整）を行うこととされています。この年末調整の対象となる者は上記(2)①の給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者でその年中に支払うべきことが確定した給与等の金額が2,000万円以下である者とされています（旧所法190）。

この年末調整の際に適用される配偶者控除、扶養控除、障害者控除については上記(2)①の給与所得者の扶養控除等申告書（その申告書の提出後、その申告書に記載した事項に異動が生じたことにより異動内容を申告している場合にはその申告後のもの）に記載されたと

ころにより控除額の計算を行うこととされて
いました（旧所法190）。

② 給与所得者の配偶者特別控除申告書

年末調整の際に配偶者特別控除を受けよう
とする場合には、その給与等の支払者（主た
る給与等の支払者に限ります。）からその年
最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、
その居住者のその年の合計所得金額の見積額、
その居住者の配偶者の氏名及びその年の合計
所得金額並びにその配偶者が非居住者である
場合にはその旨その他一定の事項を記載した
「給与所得者の配偶者特別控除申告書」を提
出し、その申告書に記載されたところにより
控除額の計算を行うこととされてきました
（旧所法195の2）。

(4) 従たる給与等に係る源泉徴収

① 従たる給与についての扶養控除等申告書

二以上の給与等の支払者から給与等の支払
を受ける給与所得者が、配偶者控除、扶養控
除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学
生控除及び基礎控除に相当する控除の合計額
を主たる給与等の支払者から受ける給与等か
らでは控除しきれない場合には、その従たる
給与等から控除を受けようとする控除対象配
偶者又は控除対象扶養親族に関する事項等を
記載した「従たる給与についての扶養控除等
申告書」を、その従たる給与等の支払者を経
由してその従たる給与等につき源泉徴収すべ
き所得税に係る納税地の所轄税務署長に提出
することができることとされています（旧所
法195①）。

② 源泉徴収税額の計算

各月（日）の従たる給与等又は賞与に係る
源泉徴収については、上記①の「従たる給与
についての扶養控除等申告書」に記載された
控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数に
応じて所得税法別表第2から別表第4まで
により、源泉徴収税額を計算することとなり
ます（旧所法185、186、188、別表第2～別表

第4）。

（注） 従たる給与等についても復興特別所得
税が課され、復興特別所得税込みの源泉徴
収税額表が定められていることは上記(2)②と
同様です。なお、従たる給与等については、
事務機械を利用する場合の源泉徴収税額の
特例及び年末調整の制度はありません。

(5) 公的年金等に係る源泉徴収

公的年金等の支払をする者は、その公的年金
等の支払をする際に所得税を徴収して国に納付
しなければならないこととされています（所法
203の2）。

① 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

国内において公的年金等（一定のものを除
きます。）の支払を受ける居住者は、その公
的年金等の支払者から毎年最初にその公的年
金等の支払を受ける日の前日までに控除対象
配偶者に関する事項、控除対象扶養親族に関
する事項、控除対象配偶者又は扶養親族のう
ちに障害者がある場合にはその障害者に関す
る事項その他の事項を記載した「公的年金等
の受給者の扶養親族等申告書」を、その公的
年金等の支払者を經由してその公的年金等
につき源泉徴収すべき所得税に係る納税地の所
轄税務署長に提出しなければならないことと
されています（旧所法203の5①）。

② 源泉徴収税額の計算

公的年金等に係る源泉徴収については、上
記①の「公的年金等の受給者の扶養親族等申
告書」に記載されたところにより行うことと
されており、その記載された控除対象配偶者
及び控除対象扶養親族の有無及びその数並び
に障害者の数等に応じて求めた控除額を控除
して、源泉徴収税額を計算することとなりま
す（旧所法203の3）。

（注） 確定給付企業年金等の公的年金等の受給
者の扶養親族等申告書を提出することがで
きない公的年金等については、源泉徴収段
階において配偶者控除、扶養控除及び障害

者控除に相当する控除の適用を受けることはできません。

2 改正の内容

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、給与等及び公的年金等に係る源泉徴収についての次の改正が行われました。

(1) 主たる給与等に係る源泉徴収

- ① 主たる給与等に係る源泉徴収税額は、扶養親族等（すなわち控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び障害者）の有無及びその数に応じてその金額を算出することとされていましたが、前述の一及び二のとおり、38万円の配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が40万円未満から85万円以下に引き上げられるとともに、38万円の配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができる居住者の合計所得金額の要件として900万円の上限が設定されたことに伴い、毎月（日）の給与や賞与に係る源泉徴収の際には、従来の「控除対象配偶者」に代えて、「源泉控除対象配偶者」に該当する者を扶養親族等の数にカウントして税額の計算をすることとされました（所法185、186、別表第2～第4）。

この「源泉控除対象配偶者」とは、居住者（合計所得金額が900万円以下である者に限ります。）の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等に該当する者を除きます。）のうち、合計所得金額が85万円以下（給与収入金額に換算すると150万円以下）である者をいうこととされています（所法2①三十三の四）。したがって、控除対象配偶者を有する居住者であっても、その年の

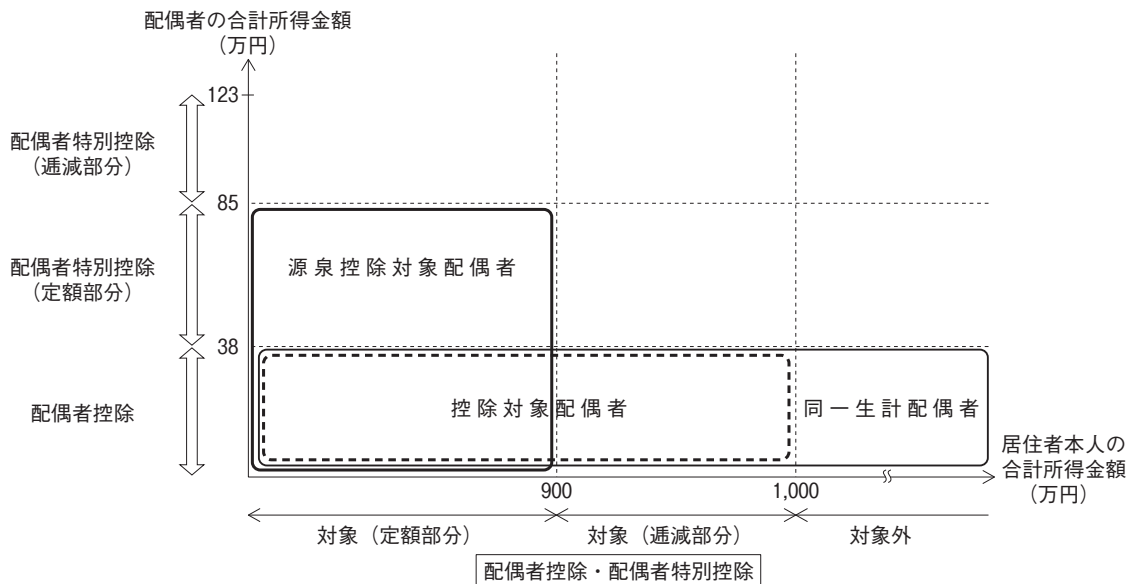
合計所得金額が900万円超1,000万円以下になると見込まれる居住者については、主たる給与等に係る源泉徴収税額の計算の際に、その配偶者が扶養親族等として考慮されないこととなります。

（注） 上記の青色事業専従者等とは、青色事業専従者として専従者給与の支払を受けている者及び白色事業専従者に該当する者をいいます。

- ② また、改正前は、給与所得者の扶養控除等申告書に、「控除対象配偶者」が障害者又は同居特別障害者である旨の記載がある場合には、扶養親族等の数を1人（同居特別障害者の場合には、2人）加算して源泉徴収税額の計算を行うこととされていましたが、改正後は「同一生計配偶者」が障害者又は同居特別障害者に該当する場合に扶養親族等の数を1人（同居特別障害者の場合には、2人）加算することとされました（所法187）。

この「同一生計配偶者」とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等に該当する者を除きます。）のうち、合計所得金額が38万円以下である者をいいます（所法2①三十三）。したがって、改正前は、居住者の控除対象配偶者が障害者又は同居特別障害者である場合には、扶養親族等の数を2人（同居特別障害者の場合には、3人）としてカウントしていましたが、改正後は、その居住者の合計所得金額が900万円超になると見込まれる場合に、その者の同一生計配偶者が障害者又は同居特別障害者であるときは、扶養親族等の数を1人（同居特別障害者の場合には、2人）としてカウントすることになります。

(参考) 配偶者に関する定義の範囲



(2) 年末調整

① 配偶者控除の適用方法の改正

改正前の制度では、給与所得者の扶養控除等申告書に控除対象配偶者を有する旨の記載がある場合には、年末調整の際に、配偶者控除の額に相当する金額を給与所得控除後の給与等の金額から控除して年税額を計算することとされていましたが（旧所法190）、改正後の制度では、配偶者控除の適用について合計所得金額の上限額が設定されたため、配偶者特別控除と同様に、主たる給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出し、その申告書に記載されたその居住者の合計所得金額の見積額、その申告書に記載された控除対象配偶者の有無、その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当するかどうか、その控除対象配偶者が居住者としてその申告書を提出しているかどうか及びその控除対象配偶者の合計所得金額又はその見積額に応じ、配偶者控除の額に相当する金額を控除することとされました（所法190二二、195の2）。

(注) その申告書に控除対象配偶者が非居住者

である旨の記載がある場合には、給与等の支払者に対し、①その居住者の配偶者に該当する旨を証する書類及び②その居住者と生計を一にすることを明らかにする書類の提出又は提示をする必要があります（所令318の3、所規74の4）。ただし、①の書類を給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に提出又は提示をしている場合には、改めて提出又は提示をする必要はありません（所令318の3ただし書）。

なお、配偶者控除及び配偶者特別控除のうち合計所得金額900万円超1,000万円以下の居住者が適用を受ける部分や、配偶者特別控除のうち控除額が逡減する部分（配偶者の合計所得金額が85万円超123万円以下の部分に係る控除額）については、毎月（日）の源泉徴収税額の計算では考慮がされず、給与所得者の配偶者控除等申告書を提出して年末調整により適用を受けることとなります。

② 給与所得者の配偶者控除等申告書の記載事項

従来は、配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には給与所得者の扶養控除等申告書にその旨を記載することとされてきました

が（旧所法194①四）、これを給与所得者の配偶者控除等申告書に記載することとする記載事項の整備が行われています（所法195の2①三、所規74の3）。

また、給与所得者の配偶者控除等申告書には配偶者の個人番号を記載しなければならないこととされました（所法195の2①三）。ただし、その申告書の提出を受ける給与等の支払者が、その申告書に記載されるべき控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（その申告書の提出の前に、その配偶者に係る給与等の支払を受ける居住者から給与所得者の扶養控除等申告書等の提出を受けて作成されたものに限り）を備えているときは、その申告書の提出者は、その申告書にその帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとされました（所法198⑥、所規76の2⑥～⑪）。

(3) 従たる給与等に係る源泉徴収

従たる給与についての扶養控除等申告書は、二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける給与所得者が、配偶者控除、扶養控除その他の人的控除の額の合計額を主たる給与等の支払者から受ける給与等からでは控除しきれない場合に提出できることとされています。今般の改正で、給与所得者の扶養控除等申告書に記載できる配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する配偶者とされたことに伴い、この各種人的控除の額の合計額に算入する配偶者控除の額が源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者控除の額とされるとともに、源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者特別控除の額についてもその各種人的控除の額の合計額に算入することとされました（所法195①、所規74①）。

(4) 公的年金等に係る源泉徴収

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提

出した居住者に対して支払う公的年金等について源泉徴収税額を計算する際に、その公的年金等の金額から控除すべき金額の基礎となる扶養親族等の範囲について、次の見直しが行われました（所法203の3、203の5①、所規77の4）。

- ① 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に、従来の「控除対象配偶者」に代えて「源泉控除対象配偶者」に該当する者の有無を記載することとされ、源泉控除対象配偶者を有する旨の記載がある場合には、32,500円（その源泉控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、40,000円）をその公的年金等の金額から控除して源泉徴収税額を計算することとされました。
- ② 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に、従来の「控除対象配偶者」に代えて「同一生計配偶者」のうち障害者がある場合にはその旨を記載することとされ、当該記載がある場合には22,500円（その障害者が同居特別障害者である場合には62,500円、その他の特別障害者である場合には35,000円）をその公的年金等の金額から控除して源泉徴収税額を計算することとされました。

（注） 上記①及び②ともに、控除額に改正はありません。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)から(3)までの改正は、平成30年1月1日以後に支払うべき給与等並びに同日以後に支払を受けるべき給与等について提出する給与所得者の扶養控除等申告書、従たる給与についての扶養控除等申告書及び給与所得者の配偶者控除等申告書について適用することとされています（改正法附則9）。
- (2) 上記2(4)の改正は、平成30年1月1日以後に支払うべき公的年金等及び同日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用することとされています（改正法附則10）。